

# ETC頻度型割引



ETCマイレージサービス限定

## 平日朝夕割引

大都市近郊区間以外

事前登録

翌月還元



地方部区間最大100km相当分までの

1ヶ月の  
対象走行  
回数が

10回以上で **約50%分還元**  
5~9回で **約30%分還元**  
(1~4回の場合は対象外)

対象走行: 平日(土・日・祝日除く) 6時~9時/17時~20時の対象区間を含むご利用

※ETCコーポレートカードをご利用の場合は、「平日朝夕割引(ETCコーポレート)」の適用があります。事前登録不要、ご請求は割引後料金となるなど適用方法がETCクレジットカードの場合と一部異なります。詳細は[こちら](#)(NEXCO西日本WEBサイト内ページ)をご確認ください。

- ★ご走行時の表示・ご請求は通常料金となります。
- ★翌月20日に毎月(1日?末日)の対象走行回数に応じた還元額がつきます。
- ★還元額は通行料金のお支払いにご利用いただけます。

## 割引対象条件

1. 入口料金所をETC無線通信によりETCマイレージ登録カードにて走行してください。
2. 入口または出口の料金所を土・日・祝日を除く6時?9時の間または17時?20時の間に通過してください。
3. 割引対象区間を1区間でも含んで走行することが条件です。
4. 事前登録いただいたETCカード単位で午前・午後それぞれ最初の1回に限り対象となります。  
※同一時間帯の2回目以降の走行は対象となりません。

・還元額による走行の場合も平日朝夕割引の対象となります。(ただし、マイレージポイントは付きません)  
・深夜割引・休日割引・障害者割引が適用される場合、平日朝夕割引の対象外となります。  
※毎年1月2日及び1月3日は平日であっても特例的に休日割引が適用となります。休日割引が適用される場合、平日朝夕割引は対象外となります(回数カウントもされません)のでご注意ください。

### ご注意

#### (還元額の付与)

- 対象走行回数は登録したETCカード毎にカウントされます(回数は複数カード間や本四高速とは合算できません)。
- 還元額はETCマイレージサービスの還元額として付与されます(カード会社からの請求明細には記載されません)。

#### (還元額のご利用)

- 還元額がついた後のご走行は、優先的に還元額からのお支払いとなります。
- 還元額によるご走行についてはご請求はありません。
- 還元額は、NEXCO3社、本四高速、阪神高速、一部の道路公社等の管理する路線でご利用いただけます。なお、関門トンネル、首都高速などではご利用いただけませんのでご注意ください。詳しくはマイレージサービスのWEBサイトで確認ください。

## 平日朝夕割引の対象区間（NEXCO西日本）

平日朝夕割引の対象となる高速国道

平日朝夕割引の対象となる一般有料道路

平日朝夕割引の対象とならない高速国道・一般有料道路・他会社等が管理する主な有料道路

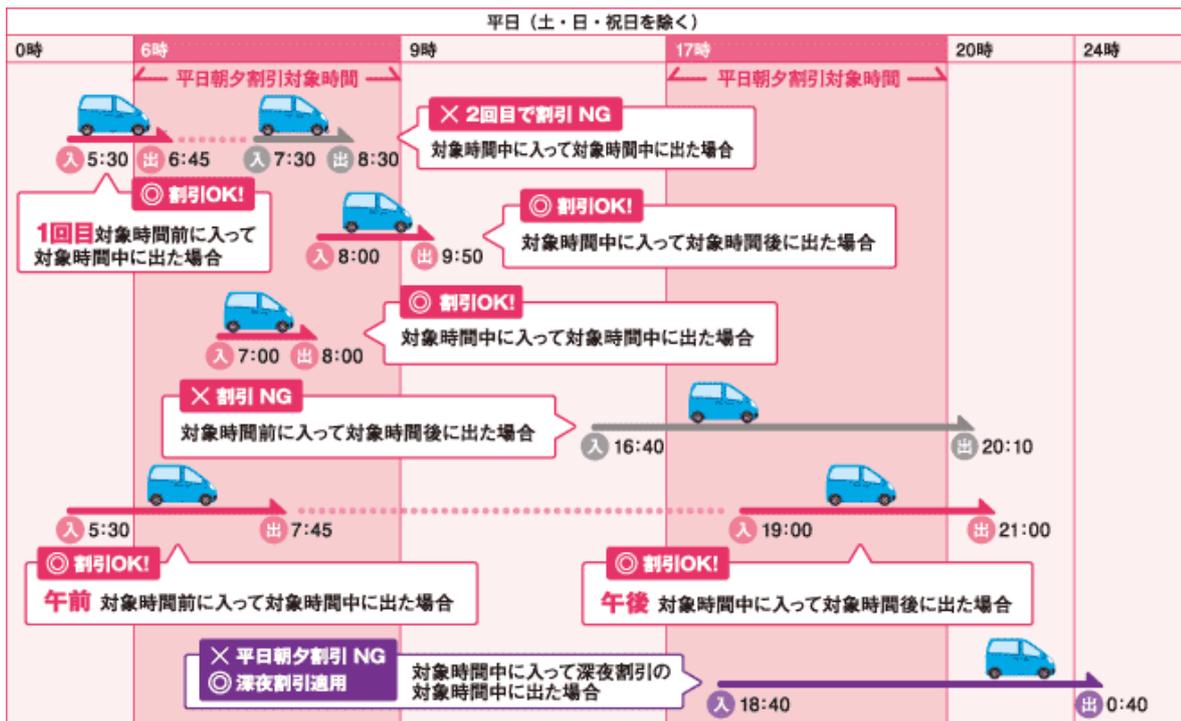


※本州四国連絡高速道路（株）の平日朝夕割引は[こちら](#)をご覧ください。回数は合算されません。

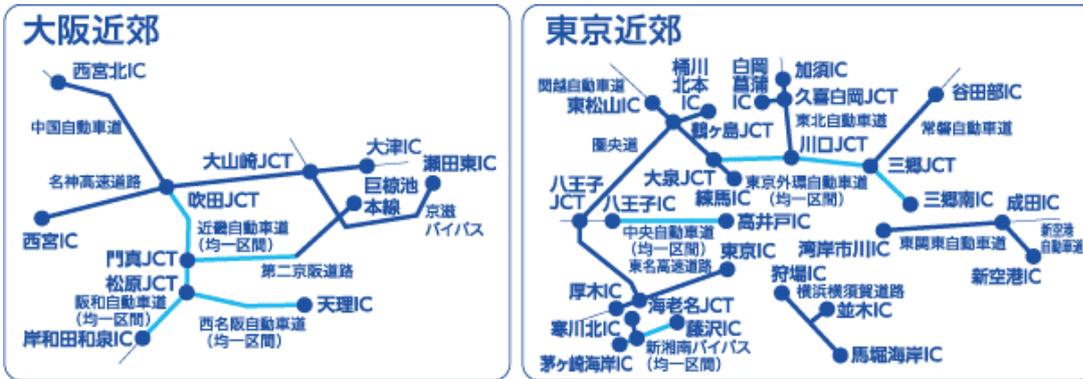
※大都市近郊区間に加え、京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、第二神明道路、南阪奈道路、関門トンネルも対象外となります。なお、[南阪奈道路については個別の割引が適用](#)となります。

## 平日朝夕割引の対象時間

下表のように平日朝夕割引対象時間に料金所のETCレーンを通してください。



## 大都市近郊区間 (2014年12月1日時点)



## 平日朝夕割引の回数制限の特例について

平日朝夕割引は、土・日・祝日を除く6時~9時または17時~20時の各時間帯にそれぞれ最初の1回に限り適用する回数制限がございますが、次の場合は同一時間帯の複数の走行を一連として1回の走行とみなしすべて平日朝夕割引の対象走行となります。

- ★複数の走行各々が平日朝夕割引の適用条件を満たす必要があります。
- ★還元率の基礎となる毎月の利用回数カウントでは一連の走行全体で1回と数えます。

**■NEXCO道路を連続利用する場合(均一区間を介在するご利用など)**

関西エリア	● 地方部区間 ↔ 近畿道 (均一区間) ↔ 阪和道 (均一区間) ↔ 地方部区間 ※南阪奈道路除く
	● 地方部区間 ↔ 第二京阪道路 (均一区間) ↔ 近畿道 (均一区間) ↔ 阪和道 (均一区間) ↔ 地方部区間 ※南阪奈道路除く
	● 地方部区間 → 泉佐野本線料金所 → 関西国際空港料金所 ※関西国際空港IC → 泉佐野本線料金所 → 地方部区間は対象外
	● 京都縦貫道内を途中流出することなく連続利用した場合 ● 京奈道路内を途中流出することなく連続利用した場合
中国エリア	● 広島呉道路内を途中流出することなく連続利用した場合
九州エリア	● 地方部区間 ↔ 武雄佐世保道路 ↔ 佐世保道路
	● 武雄佐世保道路 ↔ 佐世保道路
	● 地方部区間 ↔ 長崎バイパス
	● 鹿児島道路内を途中流出することなく連続利用した場合

## ■ 一般道を乗り継ぐ場合

### 関西エリア

- 巨椋IC(京滋バイパス) ↔ ● 城陽IC(京奈道路)
- 久御山IC(京滋バイパス) ↔ ● 田辺北IC(京奈道路)
- ※城陽IC～八幡JCT間が供用するまで
- 八幡東IC(第二京阪道路) ↔ ● 田辺西IC(京奈道路)
- ※城陽IC～八幡JCT間が供用するまで
- 枚方東IC(第二京阪道路) ↔ ● 京丹波わちIC(丹波綾部道路)
- ※城陽IC～八幡JCT間が供用するまで
- 丹波IC(京都縦貫道) ↔ ● 京丹波わちIC(丹波綾部道路)
- ※丹波IC～京丹波わちIC間が供用するまで

### 中国エリア

- 尾道本線料金所(山陽道) ↔ ● 三次東IC(中国道)
- 三次東IC(中国道) ↔ ● 三刀屋木次IC(松江道)
- ※山陽道 尾道本線料金所を流出後、尾道道・松江道を経由し、松江道 三刀屋木次ICから流入した走行及び松江道 三刀屋木次ICを流出後、松江道・尾道道を経由し、山陽道 尾道本線料金所から流入した走行は対象となりませんのでご注意ください。
- 仁保IC(広島呉道路) ↔ ● 広島東IC・広島IC・五日市IC・宮島スマートIC(山陽道)
- 米子IC(米子道) ↔ ● 広島西風新都IC(広島道)
- 松江玉造IC(山陰道) ↔ ● 廿日市IC(広島岩国道路)
- 米子西IC(安来道)
- 東出雲IC(安来道)

### 四国エリア

- 大洲IC(松山道) ↔ ● 大洲松尾料金所(松山道)

### 九州エリア

- 鹿児島IC(九州道) ↔ ● 鹿児島西IC(鹿児島道路)
- 小倉東IC(九州道) ↔ ● 椎田道路料金所(椎田道路)
- 行橋IC(東九州道) ↔ ● 宇佐IC(宇佐別府道路)
- 権田南IC(権田道路) ↔ ● 宇佐IC(宇佐別府道路)
- ※ただし、供用区間の一部が供用した場合は、その末端のICが対象となります。
- 佐伯IC(東九州道) ↔ ● 門川本線料金所(延岡南道路)